令和4年9月1日

サービス付き高齢者向け住宅事業の登録フロー

情報提供システムへ登録する場合 （登録申請）	整備補助を受ける場合※ （意見聴取・交付申請）
事前協議（市または確認検査機関） ＜居住対策課＞ ・整備基準への適合確認 ・入居契約や広告の方法等について ＜長寿福祉課＞ ・有料老人ホームに該当するかの確認 ＜建築指導課または確認検査機関＞　※必要に応じて ・開発許可の事前協議 ・建築基準法への適合確認 ＜その他＞ 介護保険課・保健所・消防等との協議	※　国の「スマートウェルネス住宅等推進事業」による補助金を申請する場合は、富山市への意見聴取が必要です。詳しい流れについては、国の整備事業ホームページをご覧ください。
↓	
開発許可申請（市）　※必要に応じて	
↓	
確認申請（市または確認検査機関）	**意見聴取申請** （居住対策課）
↓	↓
事前再協議（市または確認検査機関） 整備計画に変更等がある場合は、事前協議先と事前協議を再度行ってください。	↓
↓	↓
登録申請（居住対策課）	↓
＜その他の手続き（居住対策課）＞ ・登録申請（5年ごとの有効期限満了日までに提出） ・変更届（変更があった日から30日以内に提出） ・定期報告（毎年7月に提出）	**整備事業交付申請** （国） 年一回の定期報告必要

お問合せ先　：　富山市 活力都市創造部 居住対策課 居住誘導係　　TEL　：　076-443-2112